

静岡県告示第60号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

| 物質名 | 適用年月日 |
|---|-----------|
| 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名HXE、Hydroxetine） | 令和6年1月29日 |
| N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類（通称名4-HO-EPT） | 令和6年1月29日 |
| エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノアート及びその塩類（通称名EDMB-PINACA） | 令和6年1月29日 |

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。